

税関に係る事項における協力及び相互支援に関する日本国政府とスペイン政府との間の協定

日本国政府及びスペイン政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令違反が、それぞれの国の経済、財政、社会及び商業における利益並びに正当な貿易の利益を害するものであることを考慮し、

麻薬、向精神薬、武器、爆発物、化学物質、生物物質及び核物質の不正取引が公衆衛生及び社会に害を及ぼすことを考慮し、

関税の正確な査定並びに禁止、制限及び規制のための措置の適正な実施を確保することの重要性を考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

関税法令違反を防止するための努力及び関税の正確な徴収を確保するための努力が、両税関当局間の協力により一層効果的に行われることができることを確信し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定に留意し、

二千八年一月三十日の税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定を考慮し、

二千十一年一月二日の刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定を考慮し、

麻薬に関する単一条約（ニューヨーク、千九百六十一年）、向精神薬に関する条約（ウィーン、千九百七十一年）及び麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（ウィーン、千九百八十八年）を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「税関当局」とは、日本国にあつては財務省、スペインにあつては財務・公共行政省（他の省の相応する権限を害するものではない。）をいう。

(b) 「関税法令」とは、関税に関するものであるか、税関当局の権限の範囲内における禁止、制限又は規

制のための措置に関するものであるかを問わず、税関当局によって執行される法令であつて、物品の輸入、輸出及び通過並びに税関手続又は税関制度を規律するものをいう。

(c) 「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(d) 「関税」とは、輸出入に際し税関当局により課され、徴収される全ての関税、租税及び手数料をいう。

(e) 「者」とは、自然人又は法人をいう。

(f) 「要請当局」とは、この協定に基づいて税関に係る事項に関する支援を要請する税関当局をいう。

(g) 「被要請当局」とは、この協定に基づく税関に係る事項に関する支援の要請を受ける税関当局をいう。

(h) 「監視付移転」とは、犯罪を調査するため及び犯罪を実行し、又はその実行に関与した者を特定するため、一の国の権限のある当局が、事情を知らながら、かつ、その監視の下に、不正な又はその疑いがある送り荷が当該国の関税領域を出、これを通過し、又はこれに入ることを認めることとする方法をいう。

- (i) 「情報」とは、データ、文書、報告その他の連絡をいう。
- (j) 「個人データ」とは、特定された又は特定し得る個人に関する全ての情報をいう。
- (k) 「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。

第二条 この協定の適用範囲

- 1 両締約国政府は、物品の適法な移動を円滑にし、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、及び調査し、並びに関税法令違反に対応するため、この協定に定める条件に従い、税関当局を通じて相互に支援する。この協定は、関税又は罰金を回収するための支援を対象としない。
- 2 両締約国政府は、税関手続の簡素化及び調和のため、5に定める法的枠組みの範囲内で、税関当局を通じて協力するよう努める。
- 3 この協定は、各締約国政府の国において施行されている法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で両締約国政府によって実施される。
- 4 この協定は、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 5 この協定は、欧州連合の加盟国としてのスペインの現在又は将来の義務に関する欧州連合の法令及びこ

これらの義務を履行するために制定される法令に基づくスペインの義務並びに欧州連合の加盟国間の国際協定によって生ずるスペインの現在又は将来の義務に影響を及ぼすものではない。

第三条 要請に基づく支援

1 被要請当局は、要請当局の要請に応じ、次の事項に関する有益な情報を要請当局に提供する。

(a) 関税法令の適正な適用及び関税法令の実質的な変更

(b) 関税の正確な査定

(c) 関税法令違反の防止、調査及び抑止

2 被要請当局は、要請当局の要請に応じ、被要請当局の利用可能な資源の範囲内で、第十二条に定める条件に従い、かつ、被要請当局が属する国の法令の範囲内で、次のものについて、情報を提供し、及び特別な監視を行う。

(a) 関税法令違反を犯したことが要請当局により知られており、又は疑われている者

(b) 要請当局の関税領域に向けて不正取引が行われる疑いがあると要請当局により通知された輸送中又は

蔵置中の物品

(c) 関税法令違反の行為のために使用されたことが要請当局により知られており、又は疑われている輸送手段

(d) 関税法令違反の行為のために使用されたことが要請当局により知られており、又は疑われている場所

3 被要請当局は、要請当局の要請に応じ、次の情報を提供する。

(a) 要請当局の関税領域に輸入された物品が被要請当局の関税領域から適法に輸出されたか否かを示す情報

(b) 要請当局の関税領域から輸出された物品が被要請当局の関税領域に適法に輸入されたか否かを示す情報及びその物品が税関手続の下に置かれた場合には当該税関手続の種類を示す情報

第四条 自発的な支援

両税関当局は、他方の税関当局の重要な利益に実質的な損害を与え得る状況、特に次のものに関する情報を入手した場合において、関税法令の適正な適用のために必要であると考えるときは、事前の要請に基づくことなく、かつ、それぞれが属する国の法令に従って、相互に支援を提供する。

(a) 関税法令違反となるおそれがある活動

- (b) (a)に規定する活動の遂行に用いられる新たな手段又は方法
- (c) 関税法令違反に係ることが知られている物品
- (d) 関税法令違反に関与している、又は関与していたと信ずるに足りる合理的な理由がある者
- (e) 関税法令違反に使用されていた、使用されている、又は使用される可能性があると思ふに足りる合理的な理由がある輸送手段

第五条 監視付移転

両税関当局は、関連法執行機関と協議の上、それぞれが属する国の法令に従って実施される監視付移転について協力し、及び情報を交換することができる。

第六条 注意を要する品目の不正取引に関する情報

両税関当局は、自己の発意により又は要請に応じ、遅滞なく、関税法令違反（特に次の分野のもの）を構成し、又は構成し得る活動に関する全ての関連情報を相互に提供する。

- (a) 麻薬、向精神薬及び前駆物質の移動
- (b) 武器、弾薬、爆発物及び爆発装置の移動

(c) いずれか一方の税関当局が属する国にとって歴史的、文化的又は考古学的に重要な価値のある美術品及びこつとうの移動

(d) 高額の間税が課される物品の移動

(e) 知的財産権を侵害する物品の移動

(f) 有毒物質、核物質及び放射性物質その他環境又は公衆衛生に害を及ぼす物質の移動

第七条 支援の要請の形式及び内容

1 この協定に基づく要請は、書面により行われる。要請には、要請された支援の実施に有益な情報を添付する。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認され得る。ただし、そのような要請は、直ちに書面によって確認される。

2 1の規定に従って行う要請には、次の情報を含める。

(a) 要請当局

(b) 要請する措置

(c) 要請の目的及び理由

- (d) 関連する法令その他法的要素
 - (e) 調査の対象である者及び物品に関する記述並びに判明している場合には当該物品の輸送手段に関する記述であつて、可能な限り正確かつ包括的なもの
 - (f) 関連事実及び既に実施された調査の概要
- 3 要請は、英語又は被要請当局が属する国の公用語によつて行う。
 - 4 要請が1から3までに定める形式的な要件を満たしていない場合には、被要請当局は、それを訂正し、又は完成するよう求めることができる。もつとも、被要請当局は、その間予防措置をとることができる。
 - 5 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従つて提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接伝達される。

第八条 要請の実施

- 1 被要請当局は、この協定に基づき要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。要請された支援及び調査は、被要請当局が属する国の法令に従つて実施される。
- 2 被要請当局は、要請された支援を実施する適当な機関でない場合には、その要請を適当な機関へ転送す

ることができる。ただし、当該機関は、その要請に応ずる義務を負わない。

3 被要請当局は、要請当局の要請に応じ、かつ、適当と認める場合には、要請当局との調整のため、支援の要請に応じて措置をとる時期及び場所を要請当局に通報する。

4 要請当局は、要請した支援が実施されない場合には、速やかにその旨を通報されるものとし、また、その要請について支援を拒否する理由又は支援の実施を延期する理由の説明を受ける。当該説明には、要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を付することができる。

第九条 要請当局の職員の質問への立会い

1 要請当局の正当に権限を有する職員は、特に被要請当局の同意が得られる場合には、被要請当局が定める条件の範囲内で、かつ、被要請当局が属する国の法令に従い、被要請当局が自国の関税領域において行う質問に立ち会うことができる。

2 要請当局の職員は、被要請当局が自国の関税領域において行う質問にこの協定に定めるところにより立ち会うときは、公的資格の証拠及び身分証明書をいつでも提示することができるようにしなければならない。当該職員は、制服を着用し、又は武器を携行してはならず、かつ、被要請当局が属する国の法令に対

するいかなる違反についても責任を負う。

第十条 情報の伝達

- 1 被要請当局は、調査の結果を、関連文書その他の物品とともに、書面により要請当局に伝達する。
- 2 1に規定する調査の結果は、被要請当局の裁量により、同様の目的のために作成される電算化された情報の形式で伝達することができる。

第十一条 情報の交換及び秘密性

- 1 この協定に従って入手した情報は、この協定の目的のためにのみ使用される。当該情報は、これを提供する税関当局が他の機関による使用を明示的に書面によって承認した場合を除くほか、他の機関に伝達されてはならない。

- 2 1の後段の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、この協定に従って情報を入手した税関当局は、当該情報を自国の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、この条に定める条件の下で当該情報を使用することができる。

- 3 この協定に従い一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、当

該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されてはならない。

4 この協定に従い一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報が当該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されることが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該情報を使用するため、外交上の経路その他の当該一方の締約国政府の国の法令に定める経路を通じ、当該一方の締約国政府に対して当該情報を提供するよう要請する。

5 各締約国政府は、この協定に従って入手したあらゆる情報の秘密性を保持し、かつ、当該情報を提供する税関当局が属する国の法令に基づき同種の情報に与えられている保護と少なくとも同程度の保護を与える。ただし、当該情報を提供する税関当局が当該情報の開示に事前の同意を与えた場合は、この限りでない。

6 個人データは、その提供又は提供された個人データの使用が当該個人データを提供する税関当局が属する国の法令に反することになると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、提供されない。

7 この条の規定は、情報を入手した税関当局が属する国の法令に基づいて義務付けられている限度において

て、情報が使用され、又は開示されることを妨げない。当該税関当局は、可能な限り、情報を提供した税関当局に対しその開示について事前に通報する。

第十二条 支援を提供する義務に対する例外

1 被要請当局が属する締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公共政策その他の重大な利益を侵害することになると考える場合には、支援を拒否し、若しくは保留することができ、又は一定の条件若しくは要件が満たされることを支援の条件とすることができる。特に、各締約国政府は、秘密の保持又は情報の使用目的の制限に関して自己の要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

2 被要請当局は、支援が現に行われている調査（関連法執行機関による捜査を含む。）、「訴追又は司法上の手続を妨げることを理由として、その支援を保留することができる。この場合には、被要請当局は、一定の条件を付することにより支援を行う可能性について判断するため、要請当局と協議する。

3 要請当局は、自己が要請されたときは提供することができない支援を要請する場合には、その要請の中でその事実について注意を喚起する。この場合において、当該要請にいかに応ずるかについては、被要請

当局が決定する。

- 4 1及び2に規定する場合において、被要請当局の決定及びその理由は、不当に遅滞することなく要請当局に伝達されなければならない。

第十三条 技術協力

両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び技術の研究、開発及び試験、両税関当局の職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十四条 支援の費用

- 1 両税関当局は、この協定の実施に当たって要する費用の償還について、相互に請求することはない。
- 2 要請された支援を実施するために高額な経費又は特別の性質の費用を必要とする場合には、両税関当局は、当該支援を実施する条件を決定するために協議する。

第十五条 協定の実施

- 1 両締約国政府は、必要に応じ、この協定の実施に際して生ずるいかなる問題に関しても、外交上の経路を通じて協議することができる。

2 この協定に定める協力及び支援は、両税関当局によって直接行われる。このため、両税関当局は、必要に応じ、詳細な取決めを締結することができる。

3 両税関当局は、この協定の実施状況を把握し、及び再検討するために会合することができる。両税関当局の会合は、双方の同意によって定める場所及び日時において、双方が同意する議題について行う。

第十六条 領域的な適用範囲

この協定は、両締約国政府の関税領域について適用する。

第十七条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条 効力発生及び終了

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要な手続を完了した旨を外交上の公文の交換により相互に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、無期限に効力を有するものとし、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を

終了させる意図を外交上の経路を通じ書面によって通告するときは、その通告の日の後六箇月間、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年十月三日に東京で、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

スペイン政府のために